

「第7次徳島県保健医療計画＜中間見直し版＞」（素案）について

1 経緯

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、平成30年3月に第7次徳島県保健医療計画を策定した（期間：H30～R5の6年間）。

医療法では、在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとされている（中間見直し）。

令和2年度が3年目であったが、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、「見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降となったとしても差し支えない」とする国の通知も踏まえ、令和3年度に中間見直しを行うこととした。

2 中間見直しの方針

在宅医療のほか、国の指針が改正された5疾病・5事業について必要な見直しを行うとともに、「感染症対策」の項目に、新型コロナウイルス感染症等に係る記載を追加。

- （5疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）
（5事業：救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療、へき地医療）

3 主な追加項目

（1）がん対策の推進

- ① 小児・AYA世代のがん
「小児がん中国・四国ネットワーク」との連携
- ② がんゲノム医療
中四国エリアの「がんゲノム医療中核拠点病院」との連携

（2）法改正、基本法制定等に伴う新たな取組み

- ① 「徳島県循環器病対策推進計画」と調和した取組みの推進
- ② 「依存症対策総合支援事業」による依存症患者の相談・治療等の推進

（3）災害時の医療体制の整備

- ① 徳島県災害対策本部内の「保健医療福祉調整班」による災害時の総合調整推進
- ② 災害対応インフラ整備のための救命救急センターの非常用自家発電設備等確保
- ③ 周産期医療確保のための周産期母子医療センターの非常用自家発電設備等確保

（4）感染症対策（新型コロナウイルス感染症対策）

- ① 「相談体制」「検査体制」「積極的疫学調査」の充実強化
 - ② 公立公的病院を中心とする「入院受入医療機関」における病床確保
 - ③ 「後方支援病院」の確保による新型コロナ患者の入院受入病床の稼働率向上
 - ④ 「宿泊療養施設」等の確保による入院受入医療機関の負担軽減
 - ⑤ 医療資機材の備蓄
 - ⑥ 市町村や医療機関、県医師会などの関係団体と連携したワクチン接種の実施
 - ⑦ 大規模流行時の徳島県周産期医療協議会における周産期医療体制の構築
- ※「徳島県保健・医療提供体制確保計画」と調和した取組みを推進

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年12月 パブリックコメント実施
市町村等関係団体意見聴取
令和4年 2月 第3回医療審議会（最終案）
3月 計画策定